

＜個人・医療法人＞

**A9** 診療所の事業主が、医薬品等を家事のために消費した場合は、その消費した時点の資産の価額に相当する金額を、総収入金額に算入します。

医薬品等の棚卸資産の価額とは、その消費等をした資産が販売用の資産であるときは、通常の販売価額をいい、その他の資産であるときは、当該消費等の時における通常売買される価額によります。

棚卸資産の家事消費については、その資産の取得価額以上の金額で計上し、総収入金額に算入しているときは、著しく低額（販売価額の70%未満）でなければ認められません。

